

三次市教育委員会議案第 35 号

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 23 年 11 月 22 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則（案）

第 1 条 三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

（第 38 条 第 40 条）

」を

「

（第 38 条・第 39 条）

」に、

「

（第 41 条 第 43 条）

」を

「

(第40条 第42条)

」に改める。

第3条の2中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第3条の3中「,第3条第1項に規定する」を「,第3条第1項の規定による」に、「及び前条に規定する」を「及び前条の規定による」に、「,三次市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「,教育委員会」に改める。

第8条第1項中「省令第42条」を「省令第34条」に改める。

第9条中「盲者,ろう者」を「視覚障害者,聴覚障害者」に、「(以下「視覚障害者等」という。)」を「(身体虚弱者を含む。以下「視覚障害者等」という。)」に改める。

第17条に次の1項を加える。

5 校長は,第1項第3号から第6号までの休業日において特別の必要があるときは,あらかじめ教育委員会に様式第13号による報告書を届け出て,授業を行うことができる。この場合において,授業を行った日は,授業日とみなす。

第18条中「,省令第48条」を「,省令第63条」に、「,様式第13号」を「,様式第14号」に改める。

第19条を次のように改める。

(短縮授業)

第19条 校長は,教育上必要があると認め,授業時間を短縮した場合には,様式第14号による報告書を教育委員会に提出しなければならない。

第20条第2項中「,様式第13号の2」を「,様式第14号の2」に改める。

第20条の2中「,省令第25条の2,第73条の19及び第73条の21」を「,省令第55条の2及び第79条」に、「,様式第13号の3」を「,様式第14号の3」に改める。

第21条第1項中「小中学校」を「学校」に改め,同条第3項中「,様式第14号」を「,様式第15号」に改め,同条第4項中「,様式第15号」を「,様式第16号」に改める。

第23条から第26条までの規定中「小中学校」を「学校」に改める。

第27条を次のように改める。

(履修教科の特別措置)

第27条 校長は、省令第54条又は第79条の規定により、児童又は生徒が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その児童又は生徒の心身の状況に適合するように課さなければならない。

第29条中「省令第28条」を「省令第58条」に、「様式第16号」を「様式第17号」に改める。

第30条第1項中「小中学校」を「学校」に改め、同条第2項中「小中学校」を「学校」に、「助教諭、養護助教諭、校務員又は給食調理員」を「助教諭、非常勤講師、養護助教諭、学校支援員、障害児介助指導員、校務員及び給食調理員」に改め、同条に次の7項を加える。

3 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

4 主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。

5 指導教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善並びに充実のために必要な指導及び助言を行う。

6 学校支援員は、上司の命を受け、教育補助業務に従事する。

7 障害児介助指導員は、上司の命を受け、児童又は生徒の介助に関する業務に従事する。

8 校務員は、上司の命を受け、学校用務に従事する。

9 給食調理員は、上司の命を受け、学校給食における調理等に従事する。

第30条の2を削り、第30条の3第1項中「小中学校」を「学校」に改め、同条を第30条の2とする。

第30条の4第1項中「小中学校」を「学校」に改め、「主任主事」を削り、同条中第5項を削り、同条第6項中「統括事務主任」を「総括事務主任」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「主任主事及び」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項及び第9項を削り、同条を第30条の3とする。

第30条の5第1項中「小中学校」を「学校」に改め、同条を第30条の4とする。

第30条の6第2項中「第30条の4第1項」を「第30条の3第1項」に改め、同条を第30条の5とする。

第32条第1項及び第3項中「小中学校」を「学校」に改め、同条第8項中「、保健に関する事務をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言」を「、学校における保健に関する事項の管理」に改め、同条第9項中「、第1項から第8項」を「、前各項」に、「小中学校」を「学校」に改める。

第35条の3第1項中「小中学校」を「学校」に改める。

第37条（見出しを含む。）中「規定」を「規程」に改める。

第38条第1項及び第2項中「小中学校」を「学校」に改める。

第40条を削る。

第41条第1項第9号中「証届出願書綴つづり」を「諸届出願書綴」に改め、同項第10号及び第11号中「つづり」を削り、同項第12号を削り、同項第13号を同項第12号とし、同項第14号を同項第13号とし、同項第15号中「つづり」を削り、同号を同項第14号とし、同条を第40条とする。

第42条第1項中「、次表の左欄に掲げる事項について、それぞれ当該右欄に掲げる期日」を「、毎月1日現在における学級数、児童生徒数及び職員数並びに前月における異動状況等を、毎月3日」に改め、同項の表を削り、同条を第41条とする。

第43条を第42条とする。

別表中

「

（第30条の6関係）

」を

「

（第30条の5関係）

」に改める。

様式第2号中

「

学校長 様

」を

「

三次市立 学校長 様

」に改める。

様式第 8 号中

「

三次市立 学校長 氏名印

」を

「

三次市立 学校長 氏名印

」に改める。

様式第 10 号中

「

第 9 1 条

」を

「

第 1 4 4 条

」に改める。

様式第 10 号の 2 中

「

学校教育法	第 2 6 条第 1 項 第 4 0 条において 準用する同法第 2 6 条第 1 項	の規定によって、次のと
-------	------------------------------------------------------	-------------

」を

「

学校教育法	第 3 5 条第 1 項 第 4 9 条において 準用する同法第 3 5 条第 1 項	の規定によって、次のと
-------	------------------------------------------------------	-------------

」に改める。

様式第 16 号中

「

広島県立 学校長 氏名 印

」を

「

三次市立 学校長 氏名 印

」に改め、同様式を様式 17 号とする。

様式第 15 号を様式第 16 号とし、様式第 14 号を様式第 15 号とする。

様式第 13 号の 3 中

「

3 特別支援教育の場合（小学校）

」を

「

3 特別支援学級の場合（小学校）

」に、

「

1 記入に当たっては、小学校学習指導要領に準じ、盲学校、ろう学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして決定すること

。

」を

「

1 記入に当たっては、小学校学習指導要領に準じ、特別支援学校小学部学習指導要領を参考にして決定すること。

」に、

「

3 合科・統合とは、例えば遊びの指導、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習等の指導形態をいう。なお、必要に応じて適宜欄を増やして記入すること。

4 小学校の場合、盲・ろう・養護学校学習指導要領の生活科については、合科・統合で扱うことが望ましい。

」を

「

- 3 各教科等を併せた指導とは，例えば日常生活の指導，生活単元学習等の指導形態をいう。なお，必要に応じて適宜欄を増やして記入すること。
- 4 小学校の場合，知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部学習指導要領の生活については，各教科等を合わせた指導で扱うことが望ましい。

」に，

「

- 4 特別支援教育の場合（中学校）

」を

「

- 4 特別支援学級の場合（中学校）

」に，

「

合科・統合

」を

「

各教科等を合わせた指導

」に，

「

- 1 記入に当たっては，中学校学習指導要領に準じ，盲学校，ろう学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして決定すること。

」を

「

- 1 記入に当たっては、中学校学習指導要領に準じ、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして決定すること。

」に、

「

- 3 合科・統合とは、例えば遊びの指導、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習等の指導形態をいう。なお、必要に応じて適宜欄を増やして記入すること。
- 4 技術・家庭、職業・家庭については、中学校学習指導要領に基づく場合は技術・家庭に、盲・ろう・養護学校学習指導要領に基づく場合は、職業・家庭に を付けること。
- 5 中学校の外国語については、中学校学習指導要領に基づく場合は必修教科とし、盲・ろう・養護学校指導要領に基づき設ける場合は、選択教科とする。
- 6 中学校の選択教科の欄は、中学校学習指導要領に基づく場合は、全教科が対象となるため、必要に応じて欄を増やして記入すること。
- 7 一部の教科を通常の学級で指導する場合などについては、その旨を別記すること

」を

「

- 3 各教科等を合わせた指導とは、例えば遊びの指導、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習等の指導形態をいう。なお、必要に応じて適宜欄を増やして記入すること。
- 4 技術・家庭、職業・家庭については、中学校学習指導要領に基づく場合は技術・家庭に、特別支援学校学習指導要領に基づく場合は、職業・家庭に を付けること。
- 5 知的障害者である生徒を教育する特別支援学校学習指導要領による場合は、外国語については、設けることができる教科である。
- 6 一部の教科を通常の学級で指導する場合などについては、その旨を別記すること。

」に

改め，同様式を様式第 1 4 号の 3 とする。

様式第 1 3 号の 2 中

「

総合的な学習の時間						
-----------	--	--	--	--	--	--

」を

「

総合的な学習の時間						
外国語活動						

」に，

「

・総合的な学習の時間・計の欄

」を

「

・総合的な学習の時間・外国語活動・計の欄

」に，

「

3 備考欄には選択教科の運営についてその要点を記入すること。

4 教科課程の変更に関する届出はこの様式に準じて作成すること

。

」を

「

3 教科課程の変更に関する届出はこの様式に準じて作成すること

。

」に改め，

同様式を様式第 1 4 号の 2 とする。

様式第 1 3 号中

「

(第 1 8 条関係)

」を

「

(第18条・第19条関係)

」に、

「

--

」を

「

--

注 臨時に授業時間を短縮した場合の報告は、この様式に準じて作成すること。

」に改

め、同様式を様式第14号とする。

様式第13号(第17条関係)として次の様式を加える。

(文書番号)

年 月 日

三次市教育委員会 様

三次市立 学校長 氏名 印

休業日における授業実施に関する報告書

次のとおり休業日において授業を実施しますので報告します。

1 期間 年 月 日から 年 月 日まで(日間)

2 実施学年及び学級

3 理由

4 実施計画

第2条 三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中

「

青河小学校，川地小学校，志和地小学校，三和小学校，
三和中学校

」を

「

青河小学校，川地小学校，三和小学校，三和中学校

」に，

「

吉舎小学校，安田小学校，八幡小学校，八幡小学校徳市分校，
甲奴中学校，甲奴小学校，小童小学校

」を

「

吉舎小学校，安田小学校，八幡小学校，甲奴中学校，甲奴
小学校，小童小学校

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中，第1条の規定は平成23年 月 日から，第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則第1条の施行日の前日までに，改正前の三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，改正後の三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の相当規定によりなされた処分，手続その他の行為とみなす。